

公的研究費等の不正使用に関する通報窓口

取引業者のみなさまへ

本学では、内外 2 カ所の通報窓口を設けています。

本学教職員等による架空発注、預け金、品名替え等の研究費の不正使用を発見した場合、または不正使用への加担の要請があった場合、下記のいずれかへご連絡ください。

■学内窓口

鳥取大学監査室

住 所	〒680-8550 鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101
電 話	0857-31-5008(内線 2114)
F A X	0857-31-5917(内線 2576)
E-Mail	in-naikan[at]ml.adm.tottori-u.ac.jp ★送信の際は[at]を@に変更してください。

■学外窓口 顕名の通報のみ受け付けます。

あさい総合法律事務所

住 所	〒680-0835 鳥取県鳥取市東品治町102番 鳥取駅前ビル3階
電 話	0857-30-2000
F A X	0857-30-2002
E-Mail	asai+contact[at]asai-low.com ★送信の際は[at]を@に変更してください。

■通報方法 HP 掲載の通報シートを使用してください。

○書面、電話、FAX、電子メール又は面談によるものとします。

○「通報者の氏名、所属、住所等」並びに「研究費等の不正使用を行ったとする職員の氏名、不正使用の内容」が明示され、かつ「不正使用とする合理的な根拠」が示されたものを受け付けるものとします。